

登録試験業者及び登録外国試験業者が証明書に付する 登録標章の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この登録標章の様式及び表示の方法は、登録試験業者及び登録外国試験業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下“法”という。）第 42 条及び第 53 条の規定に基づき証明書に付する登録標章の様式及び表示の方法を規定する。

2 登録標章の様式

登録標章の様式については、法第 44 条第 1 項（第 56 条において準用する場合を含む。）の国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であって試験等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものが ISO/IEC 17025 である場合にあっては図 1 又は図 2 のとおりとする。

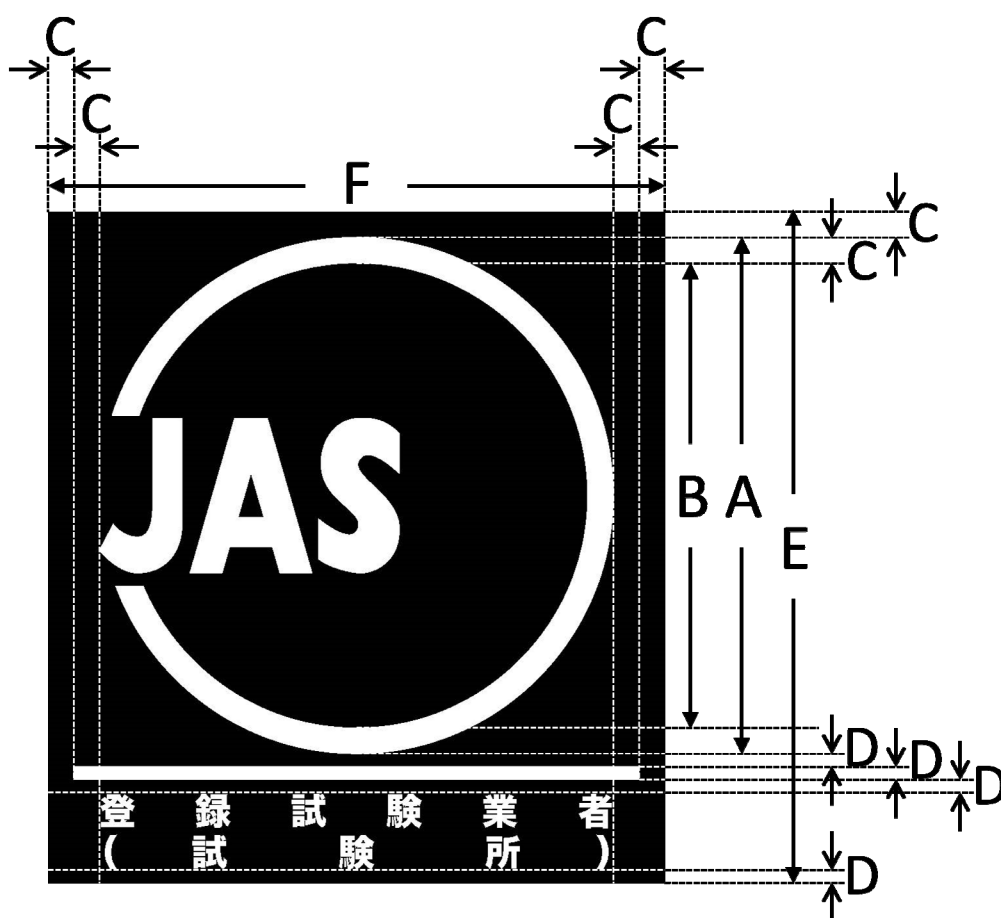


図 1—登録標章の様式 1

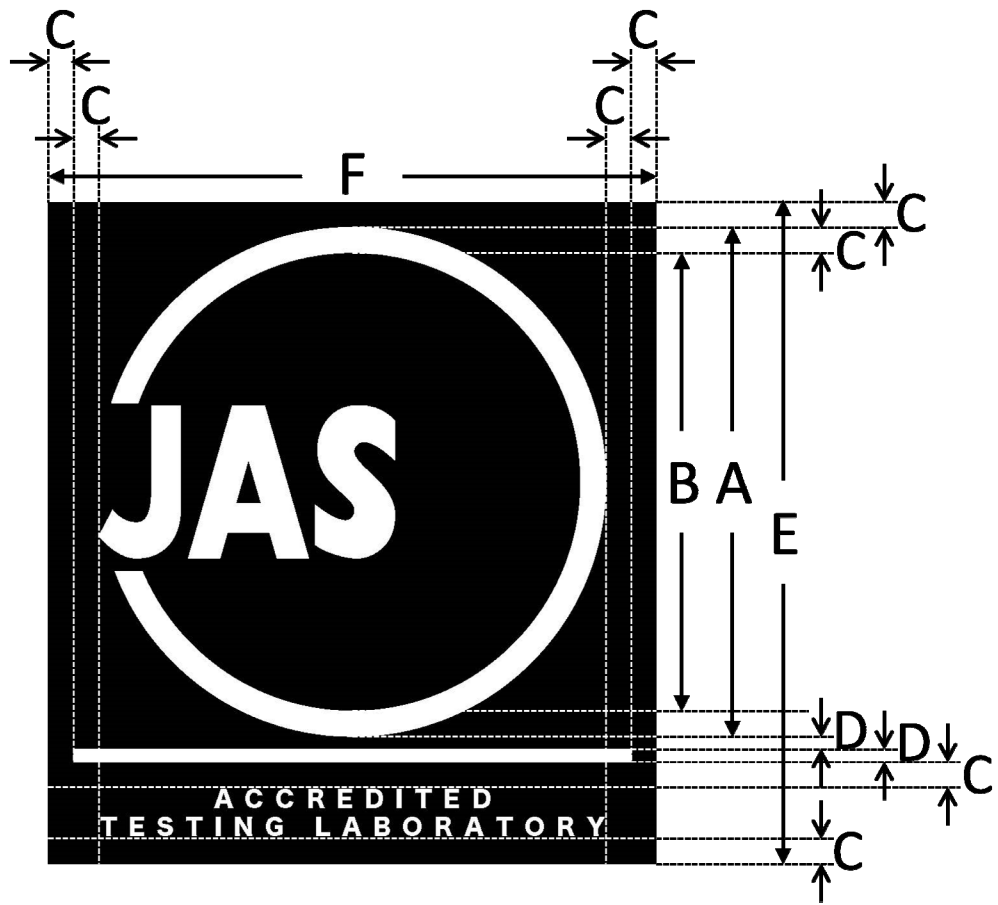


図2—登録標章の様式2

- a) JASの文字の高さは、Aの $\frac{3}{10}$ としなければならない。
- b) BはAの $\frac{9}{10}$ とし、CはAの $\frac{1}{20}$ とし、DはAの $\frac{1}{40}$ とし、EはAの $\frac{13}{10}$ とし、FはAの $\frac{6}{5}$ としなければならない。

3 登録標章の表示の方法

表示の方法は、証明書ごとに見やすい箇所に、付さなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成30年12月28日農林水産省告示第2823号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 平成30年12月28日農林水産省告示第2823号
公布の日から施行する。